

(別紙)

1		
2	自然再生基本方針 見直し (案)	
3		
4	目次	
5	1 自然再生の推進に関する基本的方向	3
6	(1) わが国の自然環境を取り巻く状況	3
7	(2) 自然再生の 視点方向性	5
8	(3) 自然再生の基本的方向	7
9	ア 自然再生事業の対象	7
10	イ 地域の多様な主体の参加と連携	8
11	ウ 科学的知見に基づく実施	8
12	エ 順応的な進め方	9
13	オ 自然再生の継続実施	10
14	カ 自然再生後の自然環境の扱い	10
15	キ 歴史文化的な価値の創造 自然再生の役割	11
16	ク 小さな自然再生 その他自然再生の実施に必要な事項	12
17	2 自然再生協議会に関する基本的事項	13
18	(1) 協議会の組織化	13
19	(2) 協議会の運営	14
20	3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項	15
21	(1) 科学的な調査及びその評価の方法	15
22	(2) 全体構想の内容	15
23	(3) 実施計画の内容	16
24	(4) 情報の公開	17
25	(5) 全体構想及び実施計画の見直し	17
26	4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項	18
27	(1) 自然環境学習への活用の重要性	18
28	(2) 実地に学ぶ場としての活用	18
29	(3) 人材の育成	19
30	(4) 持続可能な開発のための教育 (ESD E-S-D)	19
31	(5) 自然環境学習プログラムの整備	19
32	(6) 情報の共有と提供	19
33	5 その他自然再生の推進に関する重要事項	20
34	(1) 国・地方公共団体等の役割	20
35	ア 自然再生推進会議・自然再生専門家会議	20

1	イ	調査研究の推進	20
2	ウ	情報の収集と提供	20
3	エ	普及啓発	21
4	オ	協議会の支援等	21
5	(2)	自然再生の推進に関する重要事項	21
6	ア	地域循環共生圏の構築の視点取組	21
7	イ	地域の産業及び企業と連携した取組	22
8	ウ	SDGs達成に向けた取組	23
9	エ	気候変動対策の取組	23
10	オ	東日本大震災等自然災害の経験を踏まえた自然再生による国土強靱化	24
11	カ	生態系ネットワークの形成	25
12	キ	自然再生における野生生物への対応希少種の保全及び外来種対策	26
13	ク	全国的、広域的な視点に基づく取組の推進	27
14		ケ—小さな自然再生の推進	

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(1) わが国の自然環境を取り巻く状況

自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。そして、自然環境は、地球温暖化の緩和、気候変動適応、水・大気・土壌の環境保全、野生生物の生息環境としての役割などの機能を有しており、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。また、自然環境は、社会、経済、科学、教育、文化、芸術、レクリエーション、防災・減災、健康など様々な観点から人間にとって有用な価値を有しています。

しかし、これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然資源の過度な利用などの行為 (オーバーユース) により、自然環境の悪化が進んできました。さらに、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、環境保全の取組や里山等の二次的自然の管理にも影響を与えています。その結果、生物多様性は減少し、人間の生存基盤である有限な自然環境が損なわれ、生態系は衰弱しつつあります。

わが国は、その地史や気候等を背景として、多様で豊かな自然環境を有しており、私たちは様々な恩恵を享受しています。一方、私たちは、地震、台風、豪雨などによる自然災害への備えを怠ることはできません。

戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性や物質的な生活水準は向上してきましたが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大に伴い、自然環境に大きな負荷を与えてきました。この中で急激な工業化とそれに伴う開発により、農地や林地の都市的土地利用への転換や沿岸域の埋立てなどの土地利用の変化が進んだ結果、国土の自然の質が低下し、多くの野生生物の生息・生育地が減少してきました。

また、薪炭材や落葉の利用、採草などの人為の働きかけによって二次的な自然環境が維持されてきた里地里山等においても、エネルギー源の化石燃料へのシフト、生活・生産様式の変化に伴う生物由来の資源の利用の低下、過疎化・高齢化の進行など、社会経済状況の変化が進みました。その結果、人為の働きかけが縮小撤退し、国内の資源が過少使用（アンダーユース）の状態になったこと等により、ニホンジカ、イノシシ、クマ類等の鳥獣の生息域の拡大や生息数の増加がみられ、生態系や農林水産業、人の生活環境への被害が深刻化しています。こうした変化は、不適切な化学農薬・化学肥料の使用、経済性・効率性を優先した基盤整備が進行したこととあいまって、人と自然の相互作用により形成されてきた特有の生態系の質を劣化させてが変化してきました。~~や~~加えて、国境を越えた人や物の流れの増大などに伴う

1 い、外来種の意図的・非意図的な導入が、野生生物の本来の移動能力を超えて人為的に導入された外来種が増加し、地域固有の生物相や生態系に対して
2 大きな脅威を与えています。
3

4
5 このように、直接間接を問わず、様々な人間活動、人為の影響等によって、
6 自然海岸や干潟、湿原などが減少しているほか、人工林や二次林の管理手入れ
7 不足、耕作放棄地の拡大等により、わが国の生態系の質の劣化が進んでおり、
8 多くの野生生物の生息・生育環境の悪化や個体数の減少がみられ、メダカに
9 代表される身近な野生生物の絶滅のおそれが高まるなど、わが国の自然
10 環境は大きく変化しています。

11 これらに加えて、温室効果ガスの人為的な増加によって、気候変動による
12 生態系への深刻な影響が懸念されており、わが国においても、気候変動による
13 生物の分布の変化や生態系への影響が報告されており、今後もその影響は
14 拡大すると予測されています。

15
16 こうした自然環境の悪化などに対し、改善に向けた動きとして、平成 20
17 年 6 月に施行された生物多様性基本法に基づき、令和 5 平成 24 年 3 9 月に
18 「生物多様性国家戦略 201223-20230」が閣議決定策定されました。同戦略
19 は、生物多様性条約第 150 回締約国会議において採択された新たな世界愛知
20 目標（昆明・モントリオール生物多様性枠組以下「愛知目標」という。）の達成
21 に向けたわが国のロードマップであり、が示され 2030 年までに達成すべき
22 目標として、ネイチャーポジティブ（自然再興）を実現することが掲げら
23 れています。特に自然再生に関しては、劣化した生態系の 30%以上の再生を
24 進めること等が行動目標の一つとして位置づけられています。令和 6 年 4 月
25 には、地方公共団体・民間等による、生物多様性を維持、回復、創出する活
26 動の促進のため「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等
27 に関する法律（生物多様性増進活動促進法）」が制定されました。

28 るとともに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の経験を踏まえた今
29 後の自然共生社会のあり方が示され、自然共生社会の構築や愛知目標の達成
30 のための施策を推進することとなりました。また、令和平成 6 30 年 5 4 月に
31 は「第六五次環境基本計画」が閣議決定されました。同計画では、環境保
32 全を通じた、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活
33 の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによ
34 って経済社会が成長・発展できる循環共生型社会の構築を目指すこととして
35 います。また、こうしたストックとしての自然資本の維持・回復・充実を
36 図ることが、「新たな成長」の基盤になるとしています。地域資源を持続可能な
37 形で最大限活用することで、環境・経済・社会の統合的向上を図り、農山漁

1 村も都市も活かし、わが国の地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生
2 圏」の考え方を提唱しています。企業経営においても、ESG 投資の拡大や自
3 然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）等の流れ取組の浸透の動き流れ
4 もあいまって、生物多様性や自然資本の重要性が高まっています。

5
6 自然再生の実施に際しては、これらを基本として取り組んでいく必要があ
7 ります。

10 (2) 自然再生の方向性視点

11 現在、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全が重要な課題となっ
12 ています。人間も生態系の一部であり、自然の恵みがあることで初めて暮ら
13 していくことができ、また、私たちが地域ごとに有している食文化、工芸、郷
14 土芸能などの多様な文化は、各地の豊かな自然環境に根ざしたものといえま
15 す。このような認識に立って、自然環境の価値を再認識し、長い歴史の中で
16 育まれた地域固有の動植物や生態系その他の自然環境について、生態系の保
17 全や生物種の保護のための取組を推進すべきことはもちろん、過去に損なわ
18 れた自然環境を積極的に取り戻す自然再生によって地域の自然環境を蘇よみがえら
19 せ、自然の恵みを享受できる地域社会を創りあげていくことが必要となっ
20 ています。

21 日本の国土は、南北に長く、モンスーン地帯に位置することなどから、豊
22 かな生物相を有するとともに、変化に富んだ美しい自然を有しています。同
23 時に、狭い国土面積に稠密な人口を抱え、その地形、地質、気象などの条件
24 から自然災害を受けやすいという特性があるほか、土地利用の転換圧力が強
25 い都市地域、農林水産業等を通じ二次的な自然を維持形成してきた農山漁村
26 地域など、地域によって、自然を取り巻く状況に大きな違いがあります。海
27 域についても、黒潮、親潮などの海流と南北に長く連なる列島があいまって、
28 多様な環境が形成されています。特に沿岸域には長く複雑な海岸線や砂浜、
29 磯、干潟、藻場、サンゴ礁など多様な生態系がみられ、陸域と同様に豊かな
30 生物相を有しています。その一方で、沿岸に人口や産業が集中したことから、
31 浅海域や内湾を中心に埋立てや汚濁負荷の流入などの影響を受けてきまし
32 た。このため、わが国での自然再生を考える際には、地域の自然環境の特性
33 や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえるととも
34 に、これらの社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携
35 を保って進められることが必要です。

36 さらに、森林、草原、農地、都市、河川、湿原、沿岸、海洋等の生態系は、

1 流域の水循環、物質循環等を介して密接な関係を有していることや、広い範
2 囲を移動する野生生物の生態学的特性を踏まえ、地域の自然再生を進めるに
3 当たっては、周辺地域とのつながりや流域単位の視点などの広域性を考慮し
4 た生態系ネットワークの考え方を踏まえる必要があります。

5 また、気候変動をはじめとする地球環境の変化は、生態系に深刻な影響を
6 及ぼすおそれがあることから、環境の変動に対する適応力の高い、地域に固
7 有の健全な生態系を確保することが重要であるとともに、生物の多様性の保
8 全及び持続可能な利用は地球温暖化の緩和や気候変動への適応等に資する
9 ことを踏まえて、自然再生に取り組む必要があります。

10 持続可能な社会を目指すためには、自然共生社会、脱低炭素社会、循環型
11 社会の3つの社会づくりに統合的に取り組んでいく必要があること、また、
12 今後、人口減少や国土利用の再編が進む中で、長期的視点に立って人と自然
13 のより良いバランスを回復し、海洋を含む国土全体にわたって自然の質を向
14 上させていく必要があること、さらには、生物多様性に関する科学と政策の
15 つながりを強化し、科学を政策に反映させる必要性が国際的にも強調されて
16 きていること、こうした認識の下に地域の将来像を検討し、その実現に向け
17 た広範な取組と連携しつつ、戦略的に自然再生を進めていくことが大切です。

18 これらの考え方に加え、生物多様性基本法の基本原則を踏まえ、自然再生
19 の視点として、次の4つを掲げます。

- 20
- ① 過去の社会経済活動等により損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、健全で恵み豊かな自然が将来世代にわたって維持されるとともに、地域に固有の生物多様性の確保を通じて、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨とすべきこと。
 - ② 地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指す観点から、地域の自主性を尊重し、透明性を確保しつつ、地域の多様な主体の参加・連携により進めていくべきこと。
 - ③ 複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とすることを十分に認識し、科学的知見に基づいて、長期的な視点で順応的に取り組むべきこと。
 - ④ 残された自然の保全を優先するとともに、生態系の劣化の根本的な要因を取り除くことが重要であり、当面の局所的な絶滅を防ぐなどの短期的な対策と併せて、劣化要因とその複合的作用の結果として生じる劣化状況を把握した上で対策の検討、実施に取り組むよう留意すべきこと。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

- ~~①—過去の社会経済活動等により損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、健全で恵み豊かな自然が将来世代にわたって維持されるとともに、地域に固有の生物多様性の確保を通じて、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨とすべきこと。~~
- ~~②—地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指す観点から、地域の自主性を尊重し、透明性を確保しつつ、地域の多様な主体の参加・連携により進めていくべきこと。~~
- ~~③—複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とすることを十分に認識し、科学的知見に基づいて、長期的な視点で順応的に取り組むべきこと。~~
- ~~④—残された自然の保全を優先するとともに、自然生態系の劣化の根本的な要因を取り除くことが重要であり、当面の局所的な絶滅を防ぐなどの短期的な対策と併せて、劣化要因とその複合的作用の結果として生じる劣化状況を把握した上で対策の検討、実施に取り組むよう留意すべきこと。~~

(3) 自然再生の基本的方向

これら上記の視点を踏まえた上で、自然再生の推進に関する基本的方向を次のとおり示します。

ア 自然再生事業の対象

自然再生を目的として実施される事業（以下「自然再生事業」という。）は、今後重視すべき先の4つの視点を明確にした新たな取組であり、開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のもをその近くに創出する代償措置（ミティゲーション）としてではなく、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われるものです。陸域の森林や草原、里地里山、陸水域の河川や湖沼、湿原、海域の砂浜や干潟、藻場、サンゴ礁など、多様な生態系が事業の対象となります。

このような自然再生事業には、良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為としての「保全」、人間活動や開発等により自然環境が損なわれた地域、あるいは自然資源の利用や維持管理を通じた自然に対する人間の働きかけの減少により二次的な自然環境が劣化した地域において、それらの自然環境を取り戻す行為としての「再生」、大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間

1 の造成などにより、その地域の自然生態系~~を~~を取り戻す行為としての「創
2 出」、こうした自然環境の状況をモニタリングし、その結果を踏まえつつ
3 良好な状態を長期間にわたって持続させていくために必要となる行為と
4 しての「維持管理」を含みます。

6 イ 地域の多様な主体の参加と連携

7 自然再生事業は、それぞれの地域に固有の生態系その他の自然環境の再
8 生を目指すものです。このため、どのような自然環境を取り戻すのかとい
9 う目標やどのように取り戻すのかという手法の検討等については、それぞ
10 れの地域の自主性・主体性が尊重されることが重要です。

11 自然再生事業の実施に当たっては、当該自然再生事業の構想策定や調査
12 設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、関係
13 行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の民
14 間団体（以下「NPO・NPO等」という。）、自然環境に関し専門的知識を有
15 する者、土地の所有者等地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を
16 共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むこ
17 とが重要です。特に、自然再生の対象となる区域において一定の権原を持
18 つ土地の所有者等の理解と協力を得ながら進めることは重要です。多様な
19 主体の理解と協力を得ながら施策の実効を期するためには、地域の協議会
20 での話し合いを通じて合意形成を図る必要があります、その際、ジェンダーや世
21 代等により異なる多様な価値観を反映することができるよう工夫するこ
22 とも必要です。

25 ウ 科学的知見に基づく実施

26 自然再生事業は、科学的知見に基づいて実施するべきであり、地域にお
27 ける自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれ
28 た原因の全体像を社会経済活動等との関係を含めて科学的に明らかにす
29 るなど、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生の必要性の
30 検証を行うとともに、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定め、実
31 行し、それを検証するという過程に沿って実施することが必要です。

32 この場合、自然再生の目標については、持続的に良好な状態を維持する
33 ことが技術的にも社会経済的にも可能な自然環境を目標として設定し、そ
34 の中で、自然の復元力やサイクルを踏まえた持続可能性を考慮して、長期
35 及び短期の目標を設定することが重要です。その際、自然の変動やかく乱
36 が生ずることで本来の生態系が維持される仕組みがあることを理解する
37 ことも大切です。

1 目標は、わかりやすく、できる限り具体的なものとする必要があり、そ
2 の設定に当たっては、自然再生事業の対象地の自然環境の変遷の分析や気
3 候変動による影響の将来予測を踏まえて検討を行い、過去の特定の時期の
4 状況を目標とする、あるいは地域の特徴的な種や生態系の状態に着目して
5 目標を設定する、気候変動による生態系の変化も考慮した目標を設定する
6 などの方法が考えられます。

7 自然再生を行う方法については、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡
8 を踏まえて行うことが重要であり、工事等を行うことを前提とせず自然の
9 復元力に委ねる方法も考慮し、再生された自然環境が自律的に存続できる
10 ような方法を含め、十分検討することが重要です。また、自然再生の取組
11 による自然環境の再生状況について評価することも大切であり、必要に応
12 じて有識者などの協力を得て自然環境の質的な変化を評価することに加
13 え、自然再生に取り組む組織の成果や発展過程を明らかにしていくことも
14 重要です。

15 ~~また、わが国では、間伐材や粗朶^{そだ}などの地域の自然資源を用いたり、人
16 力を十分に活用した作業を行うなど伝統的な手法を行ってきました。こと
17 を踏まえ、このような手法のうち自然と調和したきめ細かで丁寧な手法に
18 ついて、地域における経験と実績に基づく知見の把握や伝承に努めるとと
19 もに、特に、地域によっては、火入れや池さらいなどの実施が自然のかく
20 乱の代替として生物多様性の維持に必須であるなど、その有効性を確認し
21 つつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。~~

23 エ 順応的な進め方

24 自然再生事業は、複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象
25 とした事業であることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者
26 の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、事業着手後も
27 自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これ
28 を当該自然再生事業に反映させる順応的な方法により実施することが必
29 要です。

30 これを進めていくため、自然再生の実施者は、成功・失敗にかかわらず
31 順応的な取組の情報を可能な限り公開することに努め、国は、順応的な取
32 組の参考となる事例を集約し広く情報発信することに努める必要があり
33 ます。

34 また、自然再生において、自然の復元力が十分に発揮されるよう条件を
35 整えることにより回復の過程に導く場合や、その回復の過程の中で補助的
36 に人の手を加える場合がありますが、生態系の健全性の回復には一般に長
37 い期間が必要であることを十分に認識すべきです。

1 このため、自然再生事業の実施に当たっては、自然再生の目標とする生
2 態系その他の自然環境の機能を損なうことのないよう、自然環境が再生し
3 ていく状況を長期的・継続的にモニタリングし、必要に応じ自然再生事業
4 の中止や中止した場合に周辺環境へ影響が及ばないようにすることを含
5 め、計画や事業の内容を見直していく順応的な進め方によることが重要で
6 す。

7 8 オ 自然再生の継続実施

9 自然再生の実施には長期間を必要とすることから、綿密な維持管理を行
10 う箇所と自然の遷移や復元力に委ねる箇所をゾーニングすることなど
11 により維持管理作業の省力化について検討することが重要です。また、再生
12 された自然環境は、次世代も享受するものとなるため、自然環境の将来計
13 画の検討や自然環境調査などを行う際は、地域の子供たちの参加を促し、
14 次世代の実施を見据え、担い手の育成を図りながら、目指すべき自然環境
15 の目標を共に考えていくことも重要です。

16 さらに、新たな実施者や協力者の獲得を図るためには、[雑誌・SNS](#)やイ
17 ンターネット等の[各種メディアツール](#)を活用して[若者や女性等に対して](#)
18 [もた](#)情報発信を積極的に行うことや、地域住民の関心の高い取組と連携
19 すること、大学等の学術機関との連携を図り研究者や学生の自然再生へ
20 の参加を促すこと、[民間企業が事業活動の一環として自ら自然再生に取](#)
21 [り組む又は活動を支援すること](#)が重要です。

22 23 カ 自然再生後の自然環境の扱い

24 計画された事業の実施中のみならず事業完了後においても、継続的なモ
25 ニタリングを実施することにより自然環境を監視し、自然環境が再び劣化
26 した場合には、必要に応じて科学的知見を[基もと](#)に対応を行うことにより、
27 自然環境が安定するまで適切な措置を講ずることが必要です。

28 また、再生されつつある自然環境を再び劣化させないためには、豊かな
29 自然の適切な利用に関するルール作りなどの検討を行うことや希少動植
30 物の捕獲・採取を防止するための知識の普及を行うことが重要です。

31 さらに、再生された自然環境が将来にわたって適切に維持されるよう、
32 [自然再生の実施に際しては](#)、[地域の実状](#)に応じて、周辺地域も含む土地
33 利用や自然環境の保全に関する様々な施策との広範な連携や必要な財政
34 上の措置を講ずるよう努めることも重要です。

キ 自然再生の役割歴史文化的な価値の創造

わが国が有する文化は、自然環境と密接な関係を持ち、国土全体にわたる豊かな自然は元より、地域が有する独特の自然環境の影響も色濃く受けて育まれているものです。例えば、小動物や草花を楽しみ季節を読みとる感性である「花鳥風月」や、花見、蛍狩り、月見、紅葉狩り、雪見などの文化、火入れ（野焼き、山焼き）などの維持管理手法、ふなずしなどの伝統的食文化は、地域の豊かな自然環境と共にあり、情緒豊かな心を育む源となるものです。このように、自然再生の取組は、生物多様性の保全に貢献するだけでなく自然と人とのつながりを再生することで、文化の多様性を豊かにすることにも貢献するものです。

また、自然再生の取組は、地域住民と共に行うものであり、地域独特の自然や文化と密接な関わりを持つものであることから、地域コミュニティの維持・再生にももつながるものです。このため、地方公共団体等は、地域コミュニティの保全・再生に資する自然再生の取組に対して、必要な支援に努めることが重要です。

さらに、自然再生の取組は、自然環境を保全・再生していくものであると同時に、豊かな景観の保全・再生にももつながるものです。人間の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している原生的自然や、農村の人々や生業などによって形成される田園地域や里地里山のような二次的自然などの自然環境が織りなす美しい景観は、地域固有の資産であり、地方公共団体等は、その方向性を明らかにし、地域と一体となって、美しい景観を形成し、国民への提供に努めることが重要です。

人が自然との関わりの歴史や文化の中で得た知見や技術的ノウハウを、自然再生の取組に生かしていくことも重要です。

例えば、わが国では、森林管理により生じる木材間伐材や粗朶^{そだ}などの地域の自然資源を用いたり、人力を十分に活用した作業を行うなど伝統的な手法を行ってきました。このような手法のうち自然と調和したきめ細かで丁寧な手法について、地域における経験と実績に基づく知見の把握や伝承に努めるとともに、特に、地域によっては、火入れや池さらいなどの実施が自然のかく乱の代替として生物多様性の維持に必須であるなど、その有効性を確認しつつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。

ク—その他自然再生の実施に必要な事項

自然再生に関する施策の実効を期するためには、地域住民等の理解と協力が不可欠であり、自然再生の取組に際しては、地域の協議会での話し合い

1 を通じて合意の形成を図るとともに、自然再生の対象となる区域において
 2 一定の権原を持つ土地の所有者等の理解と協力を得ながら進めることが
 3 不可欠です。

4 地域の民間団体や地域住民などの参加、協働という形をより一層活発化
 5 させていくため、民間団体などが民有地も含めて活動を展開していくこと
 6 を地域全体で支えていくことが重要です。また、民間団体が主導する自然
 7 再生事業は、早期の事業実施や効果発現につながることを期待できるもの
 8 であるため、国や地方公共団体は、民間団体が主導する自然再生事業が円
 9 滑に進むよう必要な情報を提供するとともに、活動の支援に努めることが
 10 重要です。

11

12 ク 小さな自然再生

13 地域の民間団体や地域住民などの参加・協働という形をより一層活発化
 14 させていくため、法に基づく協議会による自然再生事業だけでなく、民間
 15 団体などが民有地も含めて活動を展開していくことを地域全体で支えて
 16 いくことが重要です。地域の民間団体や地域住民などが主体となり身近な
 17 自然を再生する「小さな自然再生」は、小規模ですが誰でもはじめること
 18 ができ、早期の事業実施や効果発現につながることを期待できます。法に
 19 基づく協議会による自然再生の取組と併せて全国各地で展開されること
 20 により、広域的な自然環境の保全・再生につながります。

21 小さな自然再生の実施に当たっては、地方公共団体が定める生物多様性
 22 地域戦略で示される地域の自然環境が目指す方向や内容を参考とすると
 23 ともに地域の遺伝的特性に適合した種を用いることや外来種を持ち込む
 24 ことのないよう努める必要があるため、必要に応じて国や地方公共団体、
 25 地域の自然環境の情報や知識を豊富に有する自然系博物館などと連携す
 26 ることも重要です。

27 また、令和6年4月に制定された生物多様性増進活動促進法では、企業、
 28 民間団体、地域住民、地方公共団体等による生物多様性を回復・創出する
 29 活動についても促進の対象としており、必要に応じて小さな自然再生を含
 30 む活動計画の認定を受けることで、更なる取組の推進につながると期待で
 31 きます。

32 小さな自然再生の取組が発展し、広範囲かつ多様な主体で連携すること
 33 で効果的な取組となる場合には、協議会の設立を目指すなど、自然再生の
 34 取組状況に応じて発展的な取組を検討することも重要です。

35

2 自然再生協議会に関する基本的事項

地域における自然再生の推進に際しては、自然再生事業を実施しようとする者（以下「実施者」という。）が、地域住民、[NPONPO](#)等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の自然再生事業又はこれに関連する活動に参加しようとする者、関係行政機関及び関係地方公共団体により構成される自然再生協議会（以下「協議会」という。）を組織し、協議会において、自然再生全体構想の作成、自然再生事業実施計画の案の協議、自然再生事業の実施に係る様々な連絡調整が適切になされることが必要です。この際、自然再生が、地域の自然的社会的状況に応じて、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されるよう、協議会において十分検討することが必要です。

協議会の組織化及び運営は、実施者及び協議会が責任を持って行うこととなりますが、その際、次の事項に留意するものとします。

(1) 協議会の組織化

ア 実施者は、その実施しようとする自然再生事業の目的や内容等を明示して協議会を組織する旨を広く公表し、[NPONPO](#)等地域において自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に対し、幅広くかつ公平な参加の機会を確保すること。

イ 自然再生は、地域の多様な主体が連携し実施されるものであり、協議会にはできるだけ、自然再生に参加する地域の多様な主体が参加するよう努めること。

この場合、協議会において科学的な知見に基づいた協議等が行われることが重要であることを踏まえ、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協議会への参加を確保することが特に重要であること。

また、自然再生事業を円滑に推進する観点から、土地の所有者等の関係者についても自然再生の趣旨を理解し自然再生に参加する者として協議会への参加を得ることが重要であること。

さらに、自然再生事業を持続的に行う観点から、企業等の参加を得て、民間の資金や人材、技術等を活用した取組を推進することも重要であること。

ウ 関係行政機関が実施者の相談に的確に応じるなど、関係行政機関及び関係地方公共団体は、協議会の組織化に係る必要な協力を行うとともに、その構成員として協議会に参加し、自然再生を推進するための措置を講ずるよう努めること。

1
2 (2) 協議会の運営

3 ア 協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然
4 再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ
5 適正な運営を図ること。

6
7 イ 協議会においては、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力
8 を得て客観的かつ科学的なデータに基づいた協議等がなされるよう、地域
9 の実~~状~~情に応じた体制を整えることが重要であること。

10
11 ウ 協議会は、希少種の保全上又は個人情報保護上の支障のある場合等を除
12 き、原則公開とし、協議会の運営に係る透明性を確保すること。また、協
13 議会の運営に当たっては、必要に応じ外部からの意見聴取も行うこと。

14
15 エ 協議会は、自然再生事業の実施に係る連絡調整の継続的な実施のための
16 方法や当該自然再生事業のモニタリングの結果の評価及び評価結果の事
17 業への適切な反映のための方法について協議すること。

18
19 オ 協議会の運営等の事務の担い手は、協議会の合意の下、協議会に参加す
20 る者から選任することとし、協議会に参加する者は積極的に運営に協力す
21 ること。

3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項

自然再生事業の実施に当たっては、自然再生全体構想（以下「全体構想」という。）及び自然再生事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成することが必要です。

全体構想は、自然再生基本方針に即して、自然再生の対象となる区域、自然再生の目標、協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担、その他自然の再生の推進に必要な事項を定めることとし、地域の自然再生の全体的な方向性を明らかにするもので定めます。また、実施計画は、自然再生基本方針に基づき、個々の自然再生事業の対象となる区域及びその内容、当該地域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果、その他自然再生事業の実施に関し必要な事項を定めることとし、全体構想の下、個々の自然再生事業の内容を明らかにするものです。

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとします。

(1) 科学的な調査及びその評価の方法

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、協議会において、必要に応じて分科会や小委員会等をの設置するを行うことなどを通じて、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行うこと。

その際、実行可能なより良い技術や方法が取り入れられているか否かの検討等を通じて、全体構想及び実施計画の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理する必要があること。

(2) 全体構想の内容

ア 全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータの収集や社会的状況に関する調査を実施し、その結果を基に協議会において十分な協議を行うこと。また、生物多様性基本法第 13 条に基づく生物多様性地域戦略をはじめ、関連する各種計画との調和を図ることも重要であること。

イ 全体構想は、地域の自然再生の対象となる区域における自然再生の全体的な方向性を定めることとし、当該地域で複数の実施計画が進められる場合には、個々の実施計画を束ねる内容とすること。

1
2 ウ 全体構想においては、自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定するとともに、その目標達成のために必要な自然再生事業の種類及び概要、協議会に参加する者による役割分担等を定めること。

7
8
9 (3) 実施計画の内容

10 ア 実施者は、実施計画の作成に当たっては、全体構想、地域の自然環境及び社会的状況に関する最新のデータに基づき、協議会における十分な協議の結果を踏まえて行うこと。

13
14 イ 自然再生事業の対象となる区域及びその内容については、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータを収集するとともに、必要に応じて詳細な現地調査を実施し、その結果を基に、地域における自然環境の特性に応じた適正なものとなるよう十分検討すること。その際、事業の対象となる区域とその周辺地域との関係を分析した上で、周辺地域における様々な取組との連携の必要性について検討を行うこと。

21
22 ウ 実施計画には、自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会的状況に関する事前調査の実施並びに自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングに関して、その実施時期や、頻度等の具体的な計画を記載することとし、その内容については、協議会において協議すること。また、自然再生の状況のモニタリングの結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させるなど、順応的な進め方についても記載協議すること。さらに、自然再生事業の進捗状況に応じて、事業完了後のモニタリングの方法や期間等についても、協議会における協議を踏まえ、実施計画の見直しの際に追記する等の観点も重要である。

32
33 エ 自然再生事業の実施に関連して、自然再生事業の対象となる地域に生息・生育していない動植物が導入されることなどにより地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう十分配慮すること。

1
2 **オ** 全体構想の下、複数の実施計画が作成される場合には、各実施者は、協
3 議会における情報交換等を通じて、自然再生に係る情報を互いに共有し、
4 自然再生の効果が全体として発揮されるよう配慮すること。

5
6
7 **(4) 情報の公開**

8 全体構想及び実施計画の作成に当たっては、その作成過程における案の内
9 容に係る情報を原則公開とし、透明性を確保すること。

10
11
12 **(5) 全体構想及び実施計画の見直し**

13 実施者は、自然再生事業の実施期間中又は実施後のモニタリングの結果に
14 ついて、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ科学的
15 に評価した上で、必要に応じて自然再生事業をの中止や完了について検討す
16 ることもすることを含め、当該自然再生事業への反映について柔軟な対応を
17 行うとともに、その際には必要に応じて、全体構想については協議会が、
18 実施計画については実施者がそれぞれ主体となって、協議会での十分な協
19 議の結果を踏まえて柔軟に見直しを行うこと。この場合、実施計画の見直
20 しについては、協議会での十分な協議の結果を踏まえて行うこと。

4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項

全体構想の対象となる区域において自然環境学習を実施しようとする者は、自然環境学習の推進に関して、次の事項に留意するものとします。

(1) 自然環境学習への活用の重要性

環境保全の推進のためには、課題を発見・解決する力やコミュニケーション能力などの「未来を創る力」、環境の変化に気付く力や自然環境の不可逆性を理解する力などの「環境保全のための力」を有する人材を育む環境教育が必要であり、その実施に当たっては、地域の自然環境や文化等を教材として実感を伴った学びの機会を提供すること、双方向型のコミュニケーションにより気付きを「引き出す」ことなどが重要です。

~~また~~、特に自然環境学習は、自然環境に対する関心を喚起し、共通の理解を深め、意識を向上させるとともに、希薄化した自然と人間との関係を再構築する上で重要であり、地域における自然環境の特性を踏まえ、科学的知見に基づいて実施される自然再生は、自然環境学習の対象として適切なものです。

~~このため、家庭、学校、地域、職場などにおける~~生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図るためには、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、自然再生事業を実施している地域が自然環境学習に積極的に活用されることが大切です。~~そのためにはあり~~、自然再生事業の実施に当たっては、学校教育機関や研究機関、博物館及び公民館等の社会教育施設、ビジターセンター等などの自然環境学習施設など、地域の関係機関との協力と連携を強化する必要があります。その際、過剰な利用により自然再生に悪影響が及ばないようなルール作りを併せて行うことも重要です。

(2) 実地に学ぶ場としての活用

自然環境学習を効果的に行うためには、単なる知識の伝達にとどまらず、自然体験や保全活動への参画等を通じて、「五感で感じる」原体験とすることがしての自然体験や保全活動への参画なども必要であり、~~また~~、そのための自然とふれあえる空間作りも重要です。このため、自然再生事業が実施されている地域を、その地域の自然環境の特性、自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場となるよう十分に配慮しながら、積極的に自然環境学習に活用・提供する必要があります。

1
2 (3) 人材の育成

3 自然環境学習の円滑な推進のためには、NPO・NPO やボランティア等との
4 連携を図りつつ、地域ごとに自然環境学習を担う人材の育成に努めることが
5 重要です。

6 またや、大学・大学院等の高等教育の場はにおいても、環境及び環境教育
7 の研究に加えと人材養成を行う場となり得ることを認識し、相互に自然再生
8 事業連携して人材の育成を進めるといった観点を実施している地域が認識
9 することも重要です。

10
11
12 (4) 持続可能な開発のための教育（ES-DES）

13 自然再生事業は防災・減災や持続可能な社会づくりにも資するものである
14 ため、自然環境学習の実施に当たっては、自然が豊かな恵みをもたらす一方
15 で災害リスクも有することを踏まえた防災・減災の観点やも含めて、ものごと
16 を主体的に考え行動できるような持続可能な社会づくりの担い手を育て
17 る「持続可能な開発のための教育（ES-DES）」の観点を取り入れて実践し
18 ていくことも重要です。

19
20
21 (5) 自然環境学習プログラムの整備

22 自然環境学習を含めた自然環境の活用について十分検討し、実施計画にお
23 いて、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備する
24 よう努めることが重要です。その際には、対象となる区域における自然資源
25 等の特性を踏まえ、地域外からの旅行者を含めたニーズを踏まえることも重
26 要です。

27 また、学校と連携した自然環境学習の実施に当たっては、学校側と十分に
28 調整を図り、学校側のニーズや指導計画を踏まえた学習プログラムを作成し
29 提示することなどが効果的であり、計画的・継続的な活動にもつながること
30 を認識しながら取り組むことが重要です。

31 さらに、自然環境学習の場については、必要に応じて地域の関係者とも連
32 携しながら、参加者の安全性を確保するための措置を講じることも重要です。

33
34
35 (6) 情報の共有と提供

36 より有意義な自然環境学習を推進するためには、自然環境学習の場、機会、
37 人材、プログラム等に係る情報を地域の中で広く共有するよう努めるととも
38 に、関連施策と連携することを含め、情報提供機能の充実に努めることが重
39 要です。

5 その他自然再生の推進に関する重要事項

その他、自然再生の推進に当たっては、次の重要事項に留意するものとします。持続的かつ効果的な自然再生の取組につながるよう、各地域の自然的社会的な状況に応じて、着目すべき事項等の明確化を図ることも重要です。

(1) 国・地方公共団体等の役割

ア 自然再生推進会議・自然再生専門家会議

環境省、農林水産省、国土交通省は、自然再生を率先して進める観点から、自然再生推進会議での連絡調整などを通じて、その他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化を図ること。

また、自然再生推進会議及び自然再生専門家会議については、原則公開とし、これらの会議の運営に係る透明性を確保すること。この観点から、その構成、事務局など、これらの会議の設置に関する事項は、それぞれの会議の設置の際に別途定め、公開すること。

イ 調査研究の推進

国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供するとともに、気候変動等による自然環境への影響評価を行い、自然再生事業の実施と連携しつつ、自然再生に関する技術の研究開発に努めること。

ウ 情報の収集と提供

自然再生を将来にわたって効果的に推進するため、国及び地方公共団体は、調査研究の推進と科学技術の振興を図るのに併せて、国内又は海外における自然再生に関する事業や活動の実例など、自然再生に関する情報を収集し、海外を含めて広く情報提供を行うこと。その際、国は、全国における多様な実施者により実施されている自然再生事業の取組について、その概要と進捗状況を網羅的に紹介するホームページの作成など、効率的かつ効果的な情報の収集と提供がなされるよう手法の検討と体制整備に努めること。

エ 普及啓発

自然とふれあい、その恵沢を享受する国民一人一人においても、自然再生の取組により再生された自然が生態系サービスを提供するものであることを理解し、協力するよう努めること。国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、[NPO・NPO](#)等のほか一般国民においてもその理解を促進し、自覚を高めるため、普及啓発活動を積極的に行うこと。

オ 協議会の支援等

実施者は、協議会を組織したとき、又は全体構想若しくは実施計画を作成したときは、主務大臣及び当該自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を報告するとともに、関連する資料を送付し、技術的支援その他の必要な協力を求めることができること。

国は、協議会等に対する技術的支援を行うため必要に応じて自然再生専門家会議を開催するほか、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うとともに、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めること。また、[自然再生協議会](#)の設立を検討している団体に対して、自然再生に活用できる事業制度や協議会の継続的取組に資する資金確保などの各種手法についての情報を提供するなど必要な措置を講じること。

[自然再生の対象となる区域について、国や地方公共団体が管理等している場合、必要に応じて、国や地方公共団体が協議会の事務局や自然再生事業の実施者としての役割等を担うこともできる。](#)

(2) 自然再生の推進に関する重要事項

ア 地域循環共生圏の構築の視点取組

[地域循環共生圏（ローカル SDGs）は、地域資源を持続的に活用して環境・経済・社会を統合的に向上していく事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続ける「自立した地域」をつくとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」の実現を目指すものです。第六次環境基本計画では、地域の「ありたい未来」に向けて、「新たな成長」の実践・実装の場として発展させていくこととしています。第五次環境基本計画では、各地域で地域資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて近隣地域等](#)

と共生・対流し、より広域的なネットワーク（森・里・川・海の連関による自然的なつながりや人、資金等の経済的つながり）として、「地域循環共生圏」を構築していくことを目指しています。

自然再生は地域の自主性を尊重した取組として実施されていますが、少子高齢化・人口減少社会の影響により、資金等の経済面や保全活動の担い手等の人材面での取組の継続性に課題を抱えています。自然再生の取組の継続性を高めるためには、「地域循環共生圏」の考え方も取り入れながら、経済的インセンティブの付与を介して、実施者が経済的手法も視野に入れつつ自然再生を推進していくことにより、持続可能な地域づくりの中で自然再生に取り組むことが重要です。

イ 地域の産業及び企業等と連携した取組

自然再生を持続的かつ効果的に進めるためには、地域の産業と連携しつつ対応することが重要です。

特に農林水産業は、自然の物質循環機能に依存した持続可能な生産活動であり、田園地域・里地里山等の二次的自然の形成に大きく寄与してきました。「みどりの食料システム戦略（令和3年5月策定）」では、農林水産分野の環境負荷低減と食料・農林水産業の生産力向上を両立し、持続的な食料システムを構築することとしています。また、「農林水産省生物多様性戦略（令和5年3月改定）」では、地域資源の持続可能な利用を確保しつつ生物多様性を保全する取組を持続的に行うとしています。

このことを踏まえ、自然再生事業に関連して、関係者の合意を得ながら、化学農薬や化学肥料などの低減削減等による環境に配慮した農業生産活動、水と生態系のネットワークの保全に配慮した水田や水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理活動や基盤整備の実施、森林計画制度の下での森林の整備・保全や生物多様性に配慮した森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁期の設定など、地域の環境と調和のとれた取組を推進することが重要です。これらの地域では、長年にわたる人の営みと自然の相互作用によって特有の生態系や文化が形成されてきたことを踏まえ、農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重し、生物多様性の維持にとって重要な伝統的維持管理の手法を活用しながら自然再生を進めるとともに、自然資源の循環利用や生きものをブランドに活用した農林水産物の販売、エコツーリズムなど自然資源を生かした観光の促進などにより、地域の産業や社会経済活動と自然再生を関連付け、地域社会の活性化につなげることにより、持続可能な取組としていくことが重要です。また、地域資源を活用した所得と雇用機会を確保し、農山漁村が育む自然

1 の恵みを生かし環境と経済をともに循環・向上させるといった観点も重要
 2 です。

3 またさらに、ビジネスにおける生物多様性への関心が高まっており、企
 4 業や金融機関がと連携して自然再生を進めることの意義はより大きなも
 5 のとなっていまも重要です。自然再生の実施者にとっては、資材や労力、
 6 技術、資金の面で支援を受けることにつながり、企業にとっては、社会貢
 7 献活動の効果的な情報発信や社員等への福利厚生に加え、自然関連財務情
 8 報開示等を通じた企業価値向上、活動で生じたバイオマスを燃料として利
 9 用することによる地球温暖化対策への貢献、事業と関連する土地利用を把
 10 握することによるリスクマネジメントなど、様々な可能性があります。加
 11 えて、金融機関においては、企業の伴走支援を通じてサステナビリティ経
 12 営を後押しすることが期待されています。このように、自然再生の実施者
 13 と企業、金融機関の双方に利益をもたらし得るため、両者関係者が積極的
 14 な情報交換を行い、連携を図ることが重要です。

15
 16 **ウ SDGs-SDGs達成に向けた取組**

17 平成 27 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のため
 18 の 2030 アジェンダ」では、「持続可能な開発目標+ (SDGs-SDGs)」とし
 19 て 17 のゴールと 169 のターゲットが提示されており、17 のゴールにはエ
 20 ネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動、生物多様性等、多くの環境
 21 関連の目標が含まれました。SDGs-SDGsは、複数の課題を統合的に解決
 22 することを目指すことや、1つの行動によって複数の側面における利益を
 23 生み出すマルチベネフィットを目指すことといった特徴を持っています。

24 SDGs-SDGsの実現は地域の課題解決にも直結することから、自然再生
 25 の実施に当たっては、地域循環共生圏構築の視点取組等と併せて、SDGs-S-
 26 DGsのゴール等を活用することにより、関係者間で目標に向けた共通言
 27 語を持ち、当事者意識を持って取り組むことができることから、地域の課
 28 題解決を一層促進することが期待されます。また、企業が SDGs-SDGsへ
 29 の取組を推進していることも踏まえ、自然再生において SDGs-SDGsのゴ
 30 ール等を取り入れることにより、企業との連携を図っていくことも重要で
 31 す。

32
 33 **エ 気候変動対策の取組**

34 気候変動は生物多様性の損失をもたらす主要な要因の一つであり、気温
 35 上昇による生息地の縮小や劣化、気候変動に脆弱な種の衰退などを引き起
 36 こしています。このため、生態系の保全・再生を通じた気候変動緩和策及

1 び適応策に貢献する取組の強化とともに、生物多様性に配慮した再生可能
 2 エネルギーの導入を進めることで、生物多様性保全と気候変動対策のシナ
 3 ジー（相乗効果）を高めつつ、トレードオフを回避していくに対応するた
 4 めには、地球規模での温室効果ガスの大幅削減を目指すとともに、気候変
 5 動への適応に取り組む必要があります。

6 このため、自然再生の実施に当たっては、多くの炭素を樹木や土壌に固
 7 定している森林の適正な管理、泥炭や土壌に炭素を貯蔵している湿原、草
 8 原等の適正な保全、海洋生態系に取り込まれたとして炭素（ブルーカーボ
 9 ン）を貯留蓄積している藻場等のブルーカーボン生態系の保全・再生・創
 10 出、また、人工林の間伐、里山林の管理森林整備、二次草原における採草
 11 などの生態系の適切な管理によって生じる草木質系バイオマスの利用や、
 12 温室効果ガスの排出を低減した工法の採用等を通じて、カーボンネガティ
 13 ブなど地球温暖化対策への配慮に貢献していくことが必要です。

14 また、適応策の更なる充実・強化を図るため、平成30年6月には「気候
 15 変動適応法に基づく」が公布され、平成30年11月には「気候変動適応計
 16 画」が令和3年10月に閣議決定されました（令和5年5月一部変更）。こ
 17 れに基づき、気候変動による生態系や種の分布等の変化のについて長期に
 18 わたる継続的なモニタリングを実施するとともにして、気候変動に対する
 19 順応性の高い健全な生態系の保全や、必要に応じて劣化した生態系の再生
 20 を図るとともに、多面的な機能の発揮が期待される生態系ネットワークの
 21 形成や防災・減災等に資する「生態系を活用した適応策」（EbA）」の推
 22 進を図っていくことが重要です。 自然再生の推進に当たっても、「自然を
 23 活用した解決策（NbS）」として、自然環境が有する多様な機能を活用する
 24 グリーンインフラ、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）、生態系を活
 25 用した適応策（EbA）等の考え方に基づき、地域の実情に応じた内容を検
 26 討・実施することが重要です。

27 さらに、風力・太陽光等の再生可能エネルギーの導入に当たり、生物の
 28 生息地や保全上重要な地域への悪影響を回避するための調整などが課題
 29 となっています。 再生可能エネルギーの導入は自然環境と共生するもの
 30 であることが大前提であり、自然環境の保全・再生に支障をきたす形での導
 31 入を防ぎつつ、自然の機能も活かした緩和・適応策も最大限導入し、地域
 32 と共生する形での対策の推進が必要です。

34 **オ** 東日本大震災等の自然災害の経験を踏まえた自然再生による国土強靱
 35 化

36 東日本大震災や熊本地震、能登半島地震のほか、近年頻発する大雨等に

1 よる等の自然災害の発生により、豊かな恵みをもたらす自然は、時として
2 大きな脅威となって災害をもたらすものであり、私たちはそうした両面性
3 を持つ自然と共に生きていることを、改めて意識させられました。私たち
4 日本人は、自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自
5 然に順応し自然と共生する知恵や自然観を培ってきたことを踏まえ、自然
6 の回復力を見極めながら、自然再生の取組を進めることが重要です。

7 災害の発生により、貴重な動植物の生息・生育環境も壊滅的な被害を受
8 ける一方で、新たに湿地が出現したり、自然の力で回復したりすることも
9 あります。自然再生事業の実施に当たっては、地震や津波の影響を受けた
10 干潟や藻場等の生態系について、生き残った動植物個体や植物の栄養体、
11 埋土種子などが生態系の回復に大きく貢献するといった自然の回復力を
12 評価できるよう、動植物だけでなく、土壌や水環境などについてもモニタ
13 リングを実施し、その回復状況や地域の復興状況・意向を踏まえて、自然
14 再生の手法や体制を検討していくことが重要です。その際には、被災地に
15 おける人口減少に伴う動物の行動圏の変化などの長期的な影響にも着目
16 することも重要です。

17 また、自然と文化は密接な関わりを持つため、東日本大震災等の自然災
18 害からの復興に当たっては、地域の暮らしを支える自然環境や森・里・川・
19 海のつながりなどの重要性を多くの人に理解してもらうための取組や、自
20 然環境の再生を通して、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在
21 り方を見据えつつ、文化や生業の復興とともに、森・里・川・海のつなが
22 りを再生していくことが必要です。

23 さらにまた、自然生態系は、津波などの災害が発生した際に、地域を災
24 害から守り、被害を軽減・緩衝する効果を有しています。いることから、
25 今後、気候変動による気象災害の激甚化や頻発化、異常な高温、海面上昇
26 等の影響の拡大が予測されていることなどの科学的知見も踏まえ、国土強
27 靱化の観点から、国は、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を評価
28 し、積極的に保全・再生することで、グリーンインフラや「生態系を活用
29 した防災・減災 (Eco-DRR E-e-o-DRR)」を推進しています。このよう
30 な自然生態系が有する防災・減災機能を活用した取組を踏まえて自然再生
31 に取り組んでいくことが重要です。国は生態系を活用した防災・減災の発
32 揮に向けた実例やその効果などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めて
33 いくことが重要です。

34 35 カ 生態系ネットワークの形成

36 自然再生に当たっては、多自然川づくり、干潟・藻場等の浅海域の再生、

1 都市公園の整備等の社会資本整備と併せた生物の生息・生育環境の確保の
2 取組や緑地の保全及び緑化の推進のための施策によって、自然環境の保
3 全・再生・創出・維持管理を行い、生態系ネットワーク (エコロジカル・
4 ネットワーク) の形成を進めていくことが重要です。

5 生態系ネットワークの形成に当たっては、保護地域だけでなく、民間が
6 保全する地域等も含めた保護地域以外の生物多様性保全上重要な地域
7 (OECM) なども視野に入れつつ、流域圏など地域的なまとまりにも着目し、
8 様々なスケールで森・里・川・海を連続した空間として積極的に保全・再
9 生を図るための取組を関係機関が横断的に連携して総合的に進めること
10 が重要です。また、形成に当たっては、生態系、農林水産業、人の生活環
11 境に被害を及ぼす鳥獣や外来種の生息・生育範囲を拡大させることがない
12 よう留意することも必要です。 さらに、国は生態系ネットワーク形成の実
13 例などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていくことが重要です。

14 また、地球環境保全に寄与する観点から、地域の実情に応じて、地球規
15 模で移動する野生動物の生息地・中継地の保全・再生など、国際的な生態
16 系ネットワーク形成への配慮も重要です。

18 キ 自然再生における 希少種の保全及び外来種対策野生生物への対応

19 今日、様々な人間活動による圧迫に起因して、多くの種が絶滅し、また、
20 絶滅のおそれのある種が数多く生じていることから、現在と将来の人類の
21 豊かな生活を確保するために、絶滅危惧種の保全の一層の促進が重要です。
22 平成 29 年 6 月に改正された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存
23 に関する法律」においては、里地里山等の二次的自然に生息・生育する種
24 の生息・生育地の保全等に向けて、特定第二種国内希少野生動植物種制度
25 等が創設されました。自然再生の取組は、絶滅危惧種の生息地の確保につ
26 ながるものであり、平成 30 年 4 月に閣議決定された希少野生動植物種保
27 存基本方針を踏まえ、絶滅危惧種に関する情報及び知見を参考としながら、
28 希少野生動植物種等の指定状況も考慮して行うことが重要です。

29 ~~その際、~~自然再生を実施している地域に絶滅危惧種等が生息している場
30 合、保護増殖事業等との 既存施策連携にも配慮し ~~つ~~ への積極的参画も検
31 討し、生息・生育地の整備や管理、生息・生育状況のモニタリング等 を行
32 うとともに、 ~~を~~ 実施します。

33 緊急的な措置を講じないと種の存続が危ぶまれる場合、自然再生の取組
34 と併せて、生物を自然の生息・生育地の外において保全する「生息域外保
35 全」の考え方を取り入れることも重要であり、必要に応じて、動植物園、
36 水族館、自然系博物館など生息域外保全を行うことが可能な組織と連携を
37 図りながら自然再生を進めることが重要です。 なお、生息域外保全個体群

1 を野生復帰させる際には、様々な検討が必要であり、地域の合意形成を図
2 りつつ、専門家の意見も踏まえて慎重に判断する必要があります。

3 これに加えて、外来種被害防止行動計画等の考え方も踏まえ、地域に固
4 有の生態系その他の自然環境の再生のため、特定外来生物による生態系等
5 に係る被害の防止に関する法律の規制の対象である特定外来生物だけで
6 なく、国内由来の外来種、さらには他地域に生息・生育し遺伝的形質の異
7 なる同種の生物導入による遺伝的かく乱により、問題が発生する可能性が
8 あることも考慮して、外来種の意図的な導入又は非意図的な侵入を未然に
9 防ぐとともに、新たに自然再生を実施する場合は、外来種が侵入しにくい
10 環境になるよう配慮し、現在進行している自然再生において既に外来種が
11 侵入している場合は積極的に防除を進めるよう努めることが重要です。ま
12 た、自然再生の対象となる区域に外来種の侵入や拡散が認められた場合、
13 国や地方公共団体等が提供する外来種に関する情報や知見を参考としな
14 がら、関係機関が連携しつつ、迅速に対応することが重要です。

15 生態系や農林業、生活環境等に深刻な被害を及ぼしているニホンジカ、
16 イノシシ、クマ類が生息する森林における自然再生を行う場合には、ニホ
17 ンジカによる林床植生等の食害を防止する防護柵等の設置や効果的な捕
18 獲、クマ類とのすみ分けのための人の生活圏周辺における放任果樹等の管
19 理や緩衝帯の整備等を行うとともに、クマ類の本来の生息地環境の保全を
20 目的とした広葉樹林や針広混交林への誘導を図る取組を行うことが必要
21 です。

22

23 **ク 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進**

24 国は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際的取組の動向を
25 踏まえつつ、わが国の自然的社会的状況に応じた自然再生の取組の推進に
26 努めることが重要です。また、各地域の特性を活かした取組とともに、わ
27 が国の生物多様性は海や空を介して周辺の各国とつながっているといっ
28 た国際的な視点も含め、生物多様性から見た「自然共生社会における国土
29 のランドデザイン」を考慮し、国土レベルの生物多様性の総合評価や生
30 態系ネットワーク構想の具体的な進展も踏まえ、自然再生の必要性の高い
31 地域を明らかにするための検討を進めるなど、全国的、広域的な視点に立
32 った取組の計画的な推進に努めることが重要です。

33 このため、生物多様性の現状や危機の状況等を空間的に評価した地図化
34 作業を進めていくことや地域における自然環境の現状や将来の姿を明確
35 にすることが重要であり、国は地図化やそれを全国的に進めていくためマ
36 ニュアル作成に努め、地方公共団体が定めるは地域の生物多様性の保全及

1 ~~び持続可能な利用に関する基本的な計画である~~生物多様性地域戦略の策
2 定を進めるなど自然環境の現状や将来の姿を明確にするよう努めること
3 が重要です。

4 また、持続可能で魅力ある国土づくりや都市・地域づくりを進めるため、
5 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境の有
6 する多様な機能を活用したグリーンインフラやブルーインフラなどの取
7 組を推進することも重要です。

8 さらに、大都市圏等、一つの地方公共団体の範囲を越えるような広範囲
9 の地域において自然環境が減少又は劣化している場合には、国及び地方公
10 共団体は、当該地域の多様な主体の参加を得て、生息範囲が広範な高次消
11 費者等を指標種とすることや技術情報の共有などにより生態系のネット
12 ワーク化の必要性など広域的な観点からの共通の認識を形成し、計画的に
13 自然再生に取り組むことが重要です。

14 ~~ケ—小さな自然再生の推進~~

15 ~~地域住民等が行う小さな自然再生の取組は、協議会による自然再生の~~
16 ~~取組と併せて全国各地で展開されることにより、広域的な自然環境の保~~
17 ~~全・再生につながることを期待できるものであるため、国や地方公共団体~~
18 ~~は取組の参考となる事例の整理・情報発信に努めることが重要です。~~

19 ~~小さな自然再生の実施に当たっては、地方公共団体が定める生物多様~~
20 ~~性地域戦略で示される地域の自然環境が目指す方向や内容を参考とする~~
21 ~~とともに地域の遺伝的特性に適合した種を用いることや外来種を持ち込~~
22 ~~むことのないよう努める必要があるため、必要に応じて国や地方公共団~~
23 ~~体、地域の自然環境の情報や知識を豊富に有する自然系博物館などに相~~
24 ~~談することも重要です。~~

25 ~~また、小さな自然再生の推進に当たり、広範囲かつ多様な主体で連携し~~
26 ~~て行うことが効果的なものについては、協議会を設立するなどにより発~~
27 ~~展的に取り組むことが重要です。~~
28